

教 育 委 員 各 位

久留米市教育委員会
委員長 永田 見生

教育委員会（第4回）臨時会の開催について

このことについて、下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い致します。

記

1. 日 時 3月27日（木） 10時00分～

2. 場 所 市役所4階 401会議室

*東側エレベーターを御利用下さい（市役所西側のエレベーターは4階に止まりません）

3. 議 案

第7号議案 久留米市田主丸公民館運営審議会委員の委嘱について

第8号議案 久留米市北野働く女性の家運営委員会委員の任命又は委嘱について

第9号議案 学校評議員の委嘱について

第10号議案 久留米市立高等学校入学考査料等減免規則及び久留米市立高等学校学則の一部
を改正する規則

第11号議案 久留米市教育委員会公印規則及び久留米市立高等学校管理規則の一部を改正する
規則

第12号議案 平成26年度久留米市教育委員会事務局等職員の人事異動内申について 当日配布

第13号議案 平成26年度久留米市立学校教職員の人事異動内申について 当日配布

第14号議案 平成26年度久留米市立高等学校教職員の人事異動内申について 当日配布

4. 報告事項

- (1) 教育委員会後援事業等に関する報告
- (2) 平成26年第1回一般質問回答要旨について
- (3) 通学路の安全対策について

5. 今後のスケジュール

- 4月定例会：4月28日 市庁舎3階301会議室 15時～
- 5月定例会：調整中

第7号議案

久留米市田主丸公民館運営審議会委員の委嘱について

上記の議案を提出する。

平成26年3月27日

教育長 堤 正則

提案理由

久留米市田主丸公民館運営審議会委員の任期満了に伴い、後任の委員を委嘱しようとするものである。

久留米市田主丸公民館運営審議会委員の委嘱について

久留米市公民館運営審議会規則第3条の規定により、下記の者を久留米市田主丸公民館運営審議会委員に委嘱する。

記

区 分	氏 名	所 属	任 期
(1) 学校教育 の関係者	ひ の まさのり 日野正則	田主丸事務所管内小・中学 校長連絡会	平成 26 年 4 月 1 日から 平成 28 年 3 月 31 日まで
(2) 社会教育 の関係者	い で た ひ で と 出田秀人	田主丸地域校区まちづくり 振興会連絡会議	
	う え の え み こ 上野恵美子	田主丸文化協会	
	こ が け い こ 古賀桂子	久留米市1ブロック小中P TA協議会	
	こ に し ひ ろ え 小西裕也	久留米市体育指導委員連絡 会	
	べ っ ぶ づ っ ひ で 別府哲英	田主丸体育振興協会	
	た か や ま み つ の り 高山満典	田主丸地域民生委員・児童 委員協議会	
	お ぎ の み ね よ 荻野嶺代	田主丸町商工会	
(3) 家庭教育 の向上に資す る活動を行う 者	よ こ み ぞ と し こ 横溝敏子	田主丸町地域婦人会連絡協 議会	
(4) 学識経験 者	別府 好幸	久留米市市議会議員	

久留米市田主丸公民館運営審議会委員新旧対照表

区 分	旧名簿		新名簿 (H26. 4. 1～)	
	氏 名	所 属	氏 名	所 属
(1) 学校教育の 関係者	ささき まさよ 佐々木 雅代	田主丸事務所管内 小・中学校長連絡会	ひの まさのり * 日野 正則	田主丸事務所管内 小・中学校長連絡会
(2) 社会教育の 関係者	たていし ひさし 立石 久史	田主丸地域校区 まちづくり振興会 連絡会議	いでた ひでと * 出田 秀人	田主丸地域校区 まちづくり振興会 連絡会議
	うえの えみこ 上野 恵美子	田主丸町文化協会	うえの えみこ 上野 恵美子	田主丸町文化協会
	おおた さとこ 太田 智子	久留米市1ブロック 小中PTA協議会	こが けいこ * 古賀 桂子	久留米市1ブロック 小中PTA協議会
	こにし ひろえ 小西 裕也	久留米市スポーツ 推進委員連絡協議会	こにし ひろえ 小西 裕也	久留米市スポーツ 推進委員連絡協議会
	べっぶ てつひで 別府 哲英	田主丸体育振興協会	べっぶ てつひで 別府 哲英	田主丸体育振興協会
	たかやま みつり 高山 満典	田主丸地区民生委員 ・児童委員協議会	たかやま みつり 高山 満典	田主丸地区民生委員 ・児童委員協議会
	たけふじ ふじこ 竹藤 フジ子	田主丸地域少年 育成指導員連絡会		
(3) 家庭教育の向 上に資する活動 を行う者	おぎの みねよ 荻野 嶺代	田主丸町商工会	おぎの みねよ 荻野 嶺代	田主丸町商工会
	よこみぞ としこ 横溝 敏子	田主丸町地域婦人 会連絡協議会	よこみぞ としこ 横溝 敏子	田主丸町地域婦人 会連絡協議会
(4) 学識経験者	べっぶ よしゆき 別府 好幸	久留米市議会議員	べっぶ よしゆき 別府 好幸	久留米市議会議員

*は新任委員

○久留米市公民館条例（抜粋）

平成 16 年 12 月 28 日
久留米市条例第 108 号

（公民館運営審議会）

第 17 条 公民館に、それぞれ公民館運営審議会を置く。

2 公民館運営審議会の委員の定数は、次の表の左欄に掲げる公民館の区分に応じ、同表右欄に定める数とする。

久留米市田主丸公民館	15 人以内
久留米市北野公民館	22 人以内
久留米市城島公民館	10 人以内
久留米市三潴公民館	20 人以内

3 委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

○久留米市公民館運営審議会規則（抜粋）

平成 17 年 2 月 4 日

久留米市教育委員会規則第 31 号

（趣旨）

第 1 条 この規則は、久留米市公民館条例（平成 16 年久留米市条例第 108 号。以下「条例」という。）第 17 条第 1 項の規定により置かれた公民館運営審議会（以下「審議会」という。）について必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）

第 2 条 条例第 17 条第 1 項の規定により公民館ごとに置かれる審議会は、次の表の左欄に掲げるものとし、久留米市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の諮問に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる事項について審議するものとする。

久留米市田主丸公民館運営審議会	(1) 久留米市田主丸公民館の運営及び各種事業の企画実施に関する事項 (2) その他特に必要と認める事項
久留米市北野公民館運営審議会	(1) 久留米市北野公民館の運営及び各種事業の企画実施に関する事項 (2) その他特に必要と認める事項
久留米市城島公民館運営審議会	(1) 久留米市城島公民館の運営及び各種事業の企画実施に関する事項 (2) その他特に必要と認める事項
久留米市三潴公民館運営審議会	(1) 久留米市三潴公民館の運営及び各種事業の企画実施に関する事項 (2) その他特に必要と認める事項

（委員）

第 3 条 各審議会の委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が任命し、又は委嘱する。

- (1) 学校教育の関係者
- (2) 社会教育の関係者
- (3) 家庭教育の向上に資する活動を行う者
- (4) 学識経験者
- (5) その他教育委員会が必要と認める者

第 8 号議案

久留米市北野働く女性の家運営委員会委員の任命又は委嘱について

上記の議案を提出する。

平成 2 6 年 3 月 2 7 日

教育長 堤 正則

提案理由

久留米市北野働く女性の家運営委員会委員の任期満了に伴い、後任の委員を任命又は委嘱しようとするものである。

久留米市北野働く女性の家運営委員会委員の任命又は委嘱について

久留米市働く女性の家運営委員会規則第4条の規定により、下記の者を久留米市北野働く女性の家運営委員会委員に任命又は委嘱する。

記

区 分	氏 名	所 属	任 期
(1) 女性の家利用者	横山 美保子	女性の家利用者	平成 26 年 4 月 1 日から 平成 28 年 3 月 31 日まで
	石田 和宏	女性の家利用者	
	樋口 恵子	女性の家利用者	
	中島 京子	女性の家利用者	
(2) 学識経験者	永松 千枝	久留米市議会議員	
(3) 厚生労働省関係 職員	元木 賀子	福岡労働局雇用均等 室長	
(4) 福岡県職員	森 和博	福岡県筑後労働者支 援事務所長	
(5) 久留米市職員	南島 正	北野総合支所次長	
(6) その他教育委 員会が必要と認 める者	三浦 和子	元女性の家指導員	
	原 清子	特定非営利活動団体 栄養ケア・ちっこ監事	

久留米市北野働く女性の家運営委員会委員候補者新旧対照表

区 分	現行委員名簿		委員候補者名簿 (H26. 4. 1～)	
	氏 名	所 属	氏 名	所 属
(1) 女性の家の利用者	よこやま みほこ 横山 美保子	女性の家の利用者 書道サークル講師	よこやま みほこ 横山 美保子	女性の家の利用者 書道サークル講師
	いしだ かずひろ 石田 和宏	女性の家の利用者 男性料理サークル ギターサークル	いしだ かずひろ 石田 和宏	女性の家の利用者 男性料理サークル ギターサークル
	いしばし さえこ 石橋 砂江子	女性の家の利用者 リフォームサークル	ひぐち けいこ※ 樋口 恵子※	女性の家の利用者 着付けサークル代表
	やまもと あきえ 山本 明恵	女性の家の利用者 介護問題学習サークル	なかしま きょうこ※ 中島 京子※	女性の家の利用者 洋裁サークル講師
(2) 学識経験者	ながまつ ちえ枝 永松 千枝	久留米市議会議員	ながまつ ちえ枝 永松 千枝	久留米市議会議員
(3) 厚生労働省 関係職員	もとぎ けい子 元木 賀子	福岡労働局 雇用均等室長	もとぎ けい子 元木 賀子	福岡労働局 雇用均等室長
(4) 福岡県職員	もり かずひろ 森 和博	福岡県筑後労働者 支援事務所長	もり かずひろ 森 和博	福岡県筑後労働者 支援事務所長
(5) 久留米市職員	なじま ただし 南島 正	北野総合支所次長	なじま ただし 南島 正	北野総合支所次長
(6) その他	みうら かずこ 三浦 和子	元北野働く女性の 家指導員	みうら かずこ 三浦 和子	元北野働く女性の 家指導員
	はら きよこ 原 清子	働く女性代表 特定非営利活動団体 栄養ケア・ちっご監事	はら きよこ 原 清子	働く女性代表 特定非営利活動団体 栄養ケア・ちっご監事

※は新任委員

○久留米市働く女性の家運営委員会規則(抜粋)

平成 17 年 2 月 4 日

久留米市教育委員会規則第 41 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、久留米市働く女性の家条例(平成 16 年久留米市条例第 110 号。以下「条例」という。)第 18 条第 2 項の規定に基づき、働く女性の家運営委員会(以下「委員会」という。)について必要な事項を定めるものとする。

(平 19 教規則 12・一部改正)

(所掌事務)

第 2 条 条例第 18 条第 1 項の規定により女性の家ごとに置かれる委員会は、次の表の左欄に掲げるものとし、それぞれ同表の右欄に掲げる事項について審議するものとする。

久留米市城島働く女性の家運営委員会	(1) 久留米市城島働く女性の家の運営及び事業の企画実施に関する事項 (2) その他特に必要と認める事項
久留米市北野働く女性の家運営委員会	(1) 久留米市北野働く女性の家の運営及び事業の企画実施に関する事項 (2) その他特に必要と認める事項

(平 19 教規則 12・一部改正)

(組織)

第 3 条 前条の表の左欄に掲げる各委員会(以下「各委員会」という。)は、それぞれ委員 10 人以内をもって組織する。

(委員)

第 4 条 各委員会の委員は、次に掲げる者のうちから久留米市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が任命し、又は委嘱する。

- (1) 女性の家の利用者
- (2) 学識経験者
- (3) 厚生労働省関係職員
- (4) 福岡県職員
- (5) 久留米市職員
- (6) その他教育委員会が必要と認める者

(平 19 教規則 12・一部改正)

(委員の任期)

第 5 条 各委員会の委員の任期は、2 年とし、再任されることができる。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第9号議案

学校評議員の委嘱について

上記の議案を提出する。

平成26年3月27日

教育長 堤 正則

提案理由

学校評議員の任期満了に伴い、久留米市立小中学校等管理規則（昭和32年久留米市教育委員会規則第6号）第14条の3第3項及び久留米市立高等学校管理規則（昭和32年久留米市教育委員会規則第5号）第12条の2第3項の規定に基づき、特別支援学校1校、高等学校2校において、当該学校の校長の推薦により、学校評議員を委嘱しようとするものである。

学校評議員の委嘱について

久留米市立小中学校等管理規則（昭和32年久留米市教育委員会規則第6号）第14条の3第3項及び久留米市立高等学校管理規則（昭和32年久留米市教育委員会規則第5号）第12条の2第3項の規定に基づき、下記の者を、学校評議員に委嘱する。

記

学 校	氏 名	所属及び経歴	任期
久留米商業 高等学校	坂本 勝昭	(株)九州サッシ社長 久留米商業高等学校同窓会会長	平成26年 4月1日 ～ 平成27年 3月31日
	金子 祐幸	南校区コミュニティセンター長	
	土井 雅明	自営業 食品小売	
	石内 孔治	久留米大学商学部名誉教授	
	池田 久美子	「木曜会」久留米大学 「がんの子どもを守る会」九州北支部 久留米商業高等学校卒業生	
南筑 高等学校	豊福 至	元PTA会長	
	由井 敏範	久留米大学商学部准教授	
	角 栄子	(株)角養翠園 取締役専務 同窓会副会長・久留米高校元PTA副会長	
	緒方 徹	中小企業家同友会久留米副支部長 (有)緒方板金社長 久留米板金工業組合支部長	
	武部 眞雄	御井校区まちづくり振興会会長 御井校区社会福祉協議会会長	
久留米特別 支援学校	瀬口 功	元PTA会長	
	野瀬 修	久留米市知的障害者更生施設「太陽の園」園長 大堰小学校元PTA会長	
	古賀 俊彦	南校区祭り実行委員会本部長	
	遠江 規男	元福岡県立福岡高等学園校長、元福岡県教育委員会義務教育課指導主幹兼特別支援教育室長	
	上野 勝旦	南校区人権啓発推進協議会会長 元久留米市立津福小学校長	
	深川 和美	元PTA会長 NPO法人フレンドスクール理事	

学校評議員新旧対照表

学 校	旧名簿		新名簿	
	氏 名	所属及び経歴	氏 名	所属及び経歴
久留米商業 高等学校	坂本 勝昭	(株)九州サッシ社長 久留米商業高等学校同窓会会長	坂本 勝昭	(株)九州サッシ社長 久留米商業高等学校同窓会会長
	金子 祐幸	南校区コミュニティセンター長	金子 祐幸	南校区コミュニティセンター長
	土井 雅明	自営業 食品小売	土井 雅明	自営業 食品小売
	石内 孔治	久留米大学商学部名誉教授	石内 孔治	久留米大学商学部名誉教授
	鶴田 富代	オレンジコールセンター勤務 久留米商業高等学校卒業生	※池田 久美子	「木曜会」久留米大学 「がんの子どもを守る会」九州北支部 久留米商業高等学校卒業生
南筑 高等学校	豊福 至	元PTA会長	豊福 至	元PTA会長
	由井 敏範	久留米大学商学部准教授	由井 敏範	久留米大学商学部准教授
	角 栄子	(株)角養翠園 取締役専務 同窓会副会長・久留米高校元PTA副会長	角 栄子	(株)角養翠園 取締役専務 同窓会副会長・久留米高校元PTA副会長
	林 真一	中小企業家同友会久留米支部	※緒方 徹	中小企業家同友会久留米副支部長 (有)緒方板金社長 久留米板金工業組合支部長
	武部 真雄	御井校区まちづくり振興会会長 御井校区社会福祉協議会会長	武部 真雄	御井校区まちづくり振興会会長 御井校区社会福祉協議会会長
久留米 特別支援学校	瀬口 功	元PTA会長	瀬口 功	元PTA会長
	野瀬 修	久留米市知的障害者更生施設「太陽の園」 園長 大堰小学校元PTA会長	野瀬 修	久留米市知的障害者更生施設「太陽の園」園長 大堰小学校元PTA会長
	古賀 俊彦	南校区祭り実行委員会本部長	古賀 俊彦	南校区祭り実行委員会本部長
	遠江 規男	元福岡県立福岡高等学園校長、元福岡県教育委員会義務教育課指導主幹兼特別支援教育室長	遠江 規男	元福岡県立福岡高等学園校長、元福岡県教育委員会義務教育課指導主幹兼特別支援教育室長
	上野 勝旦	南校区人権啓発推進協議会会長 元久留米市立津福小学校長	上野 勝旦	南校区人権啓発推進協議会会長 元久留米市立津福小学校長
	深川 和美	元PTA会長 NPO法人フレンドスクール理事	深川 和美	元PTA会長 NPO法人フレンドスクール理事

※は新任評議員

久留米市立小中学校等管理規則

(目的)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第33条の規定に基づき、久留米市立小学校、中学校及び特別支援学校（以下「学校」という。）の管理運営の基本的事項を定めることを目的とする。

(学校評議員)

- 第14条の3 教育委員会は、校長の求めに応じ、学校に学校評議員を置くことができる。
- 2 学校評議員は、校長の求めに応じ、学校運営に関し意見を述べることができる。
 - 3 学校評議員は、当該学校の職員以外の者で教育に関する理解及び識見を有する者のうちから、校長の推薦により、教育委員会が委嘱する。
 - 4 学校評議員の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

久留米市立高等学校管理規則

(学校評議員)

- 第12条の2 校長は、教育委員会の承認を得て学校に学校評議員を置くことができる。
- 2 学校評議員は、校長の求めに応じ、学校運営に関し意見を述べることができる。
 - 3 学校評議員は、当該学校の職員以外の者で教育に関する理解及び識見を有する者のうちから、校長の推薦により、教育委員会が委嘱する。
 - 4 学校評議員の運営等に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

久留米市学校評議員運営規程

(組織)

第2条 学校評議員は、各学校において7人を超えることができない。

(学校評議員の任期等)

第3条 学校評議員の任期は、4月1日から翌年3月31日までとする。ただし、これにより難しい場合は、委嘱の日からその日の属する年度の3月31日までとする。

第 1 0 号議案

久留米市立高等学校入学考査料等減免規則及び久留米市立高等学校学則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

平成 2 6 年 3 月 2 7 日

教育長 堤 正則

提案理由

公立高等学校に係る授業料の不徴収制度の廃止による、久留米市立高等学校条例（昭和 3 9 年久留米市条例第 1 5 号）の一部改正に伴い、条文中の用語を整理するため、規則の一部を改正しようとするものである。

久留米市立高等学校入学考査料等減免規則及び久留米市立高等学校学則の一部を改正する規則

(久留米市立高等学校入学考査料等減免規則の一部改正)

第1条 久留米市立高等学校入学考査料等減免規則（昭和28年久留米市教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

久留米市立高等学校授業料等減免規則

本則中「入学考査料等」を「授業料等」に改める。

第1条中「第7条後段」を「第7条第2項」に、「減免」を「減免の基準等」に改める。

第1号様式中「入学考査料等免除・減額申請書」を「授業料等免除・減額申請書」に、「あて」を「宛て」に、「入学考査料等」を「授業料等」に改める。

(久留米市立高等学校学則の一部改正)

第2条 久留米市立高等学校学則（昭和32年久留米市教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第18条第1項中「入学料及び入学考査料」を「入学料、入学考査料及び授業料」に改め、同条第2項を削る。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

久留米市立高等学校入学考査料等減免規則の新旧対照表

改 正 前	改 正 後
(題名) 久留米市立高等学校入学考査料等減免規則 (通則) 第1条 久留米市立高等学校条例(昭和39年久留米市条例第15号。以下「条例」という。) 第7条後段の規定による入学考査料等の減免については、この規則の定めるところによる。 (減免の基準) 第2条 入学考査料等の減免を受けようとする者は、次の各号の一に該当する者でなければならない。 (1) 天災その他不慮の災害により学資の負担に堪えられなくなった者の子及び弟妹 (2) 外国の高等学校に留学することを許可された者 (3) その他校長において特に減免の必要があると認めた者 第3条 前条第1号又は第3号に掲げる者に該当することにより入学考査料等の減免を受けようとする者は、同条第1号に該当する者にあつては次に掲げるすべての書類を、同条第3号に該当する者にあつては第1号及び第3号に掲げる書類を申請書(第1号様式)に添付したうえで校長を経て教育委員会に提出し、その許可を受けなければならない。	(題名) 久留米市立高等学校授業料等減免規則 (通則) 第1条 久留米市立高等学校条例(昭和39年久留米市条例第15号。以下「条例」という。) 第7条第2項の規定による<u>授業料等の減免の基準等</u>については、この規則の定めるところによる。 (減免の基準) 第2条 <u>授業料等</u>の減免を受けようとする者は、次の各号の一に該当する者でなければならない。 (1) 天災その他不慮の災害により学資の負担に堪えられなくなった者の子及び弟妹 (2) 外国の高等学校に留学することを許可された者 (3) その他校長において特に減免の必要があると認めた者 第3条 前条第1号又は第3号に掲げる者に該当することにより<u>授業料等</u>の減免を受けようとする者は、同条第1号に該当する者にあつては次に掲げるすべての書類を、同条第3号に該当する者にあつては第1号及び第3号に掲げる書類を申請書(第1号様式)に添付したうえで校長を経て教育委員会に提出し、その許可を受けなければならない。

改 正 前	改 正 後
(1) 家庭調書（第２号様式） (2) 天災その他不慮の災害の罹災年月日及び罹災程度についての市町村長等の証明書 (3) 学資の負担に堪えられないと認めることができる市町村長等の証明書 2 前条第２号に掲げる者に該当することにより授業料の減免を受けようとする者は、申請書（第１号様式）に留学に係る許可書の写しを添付したうえで校長を経て教育委員会に提出し、その許可を受けなければならない。 3 教育委員会は、第１項の規定により入学考査料等の減免を申請する者（前条第３号に掲げる者に該当する場合に限る。）について特別の事由があると認めるときは、同項の規定にかかわらず、同項第１号及び第３号に掲げる書類を添付することを要しないものとすることができる。 4 校長は、第１項及び第２項の規定により申請書が提出されたときは、意見書を添えて教育委員会にこれを進達しなければならない。 第４条 教育委員会は、前条第１項及び第２項の申請に基き、入学考査料等を減免するときは、許可証を交付する。	(1) 家庭調書（第２号様式） (2) 天災その他不慮の災害の罹災年月日及び罹災程度についての市町村長等の証明書 (3) 学資の負担に堪えられないと認めることができる市町村長等の証明書 2 前条第２号に掲げる者に該当することにより授業料の減免を受けようとする者は、申請書（第１号様式）に留学に係る許可書の写しを添付したうえで校長を経て教育委員会に提出し、その許可を受けなければならない。 3 教育委員会は、第１項の規定により<u>授業料等</u>の減免を申請する者（前条第３号に掲げる者に該当する場合に限る。）について特別の事由があると認めるときは、同項の規定にかかわらず、同項第１号及び第３号に掲げる書類を添付することを要しないものとするすることができる。 4 校長は、第１項及び第２項の規定により申請書が提出されたときは、意見書を添えて教育委員会にこれを進達しなければならない。 第４条 教育委員会は、前条第１項及び第２項の申請に基き、<u>授業料等</u>を減免するときは、許可証を交付する。

改 正 前	改 正 後
第5条 入学審査料等のうち授業料の減免の期間は、これを許可した月の翌月から、当該学年の最終月までの間とし、その期間の延長を受けようとするときは、第3条に規定する手続きをとらなければならない。ただし、第2条第2号に掲げる者に該当することにより授業料の減免を受けようとする者の留学許可の期間が、当該学年の最終月以前に終了する場合は、授業料減免の期間は、復学する月の前月までとする。 (減免の取消等) 第6条 入学審査料等を減免された者が、減免の事由を失ったとき、又は減免の願出について虚偽の事実が判明したときは、授業料の減免を中止し、又はこれを取り消すものとする。 2 校長は、前項の事由が生じたときは、直ちにその事実を教育委員会に具申しなければならない。	第5条 <u>授業料等</u>のうち授業料の減免の期間は、これを許可した月の翌月から、当該学年の最終月までの間とし、その期間の延長を受けようとするときは、第3条に規定する手続きをとらなければならない。ただし、第2条第2号に掲げる者に該当することにより授業料の減免を受けようとする者の留学許可の期間が、当該学年の最終月以前に終了する場合は、<u>授業料減免</u>の期間は、復学する月の前月までとする。 (減免の取消等) 第6条 <u>授業料等</u>を減免された者が、減免の事由を失ったとき、又は減免の願出について虚偽の事実が判明したときは、授業料の減免を中止し、又はこれを取り消すものとする。 2 校長は、前項の事由が生じたときは、直ちにその事実を教育委員会に具申しなければならない。

久留米市立高等学校学則の新旧対照表

改 正 前	改 正 後
(入学料、入学考査料及び授業料) 第 1 8 条 <u>入学料及び入学考査料</u>は、久留米市立高等学校条例(昭和 3 9 年久留米市条例第 1 5 号)の規定により、これを徴収する。 2 <u>授業料は、久留米市立高等学校条例及び久留米市立高等学校授業料の徴収に関する規則(平成 2 2 年久留米市規則第 22 号)の規定により、これを徴収する。</u>	(入学料、入学考査料及び授業料) 第 1 8 条 <u>入学料、入学考査料及び授業料</u>は、久留米市立高等学校条例(昭和 3 9 年久留米市条例第 1 5 号)の規定により、これを徴収する。

国の制度改正に伴う久留米市立高等学校条例の一部改正について

【1】国の制度改正について

公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律（概要）

趣旨

高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を適正に行うため、授業料に充てるための高等学校等就学支援金（以下「就学支援金」）の支給について、高所得者の生徒等に対して所得制限を設ける。

※所得制限により捻出した財源は、低所得者世帯の生徒等に対する支援の拡充に充てる。

概要

1. 公立高等学校と私立高等学校等の制度の一本化

公立高等学校に係る授業料の不徴収制度と、私立高等学校等に係る就学支援金制度との二本立てとなっている制度を、所得制限の導入に伴い、就学支援金制度へ一本化する。

2. 所得制限の導入

保護者等の収入の状況に照らして経済的負担を軽減する必要があるとは認められない者（高所得世帯の生徒等）については、就学支援金を支給しないこととする。

※「市町村民税所得割額」が 30 万 4,200 円（年収 910 万円程度）以上の世帯は、授業料を負担する。

3. 経過措置

施行日前から引き続き高等学校等に在学する者については、従前の制度を適用するなど、必要な経過措置を設ける。

施行期日 平成 26 年 4 月 1 日

※就学支援金・・・就学支援金を申請し認定された者に、授業料と同額の就学支援金が国から支給される。就学支援金は、生徒に代わって学校設置者が受領する。

【2】久留米市立高等学校条例(昭和39年条例第15号)改正の概要

① 授業料の徴収

- ◇ 原則・・・「徴収しない ⇒ 徴収する」に改正
- ◇ その他・・・就学支援金を申請した者は、認定（不認定）の結果が出るまで、毎月 20 日までの授業料納付期限を猶予する。

② 施行期日

平成26年4月1日

第 1 1 号議案

久留米市教育委員会公印規則及び久留米市立高等学校
管理規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

平成 2 6 年 3 月 2 7 日

教育長 堤 正則

提案理由

高等学校における事務職員の事務分掌を改めるため、規則の一部を改正しようとするものである。

久留米市教育委員会公印規則及び久留米市立高等学校
校管理規則の一部を改正する規則

(久留米市教育委員会公印規則の一部改正)

第1条 久留米市教育委員会公印規則（昭和31年久留米市教育
委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

	〃	〃	2 4	〃	体育スポーツ課長	1	
--	---	---	-----	---	----------	---	--

」

を

「

	〃	〃	2 4	〃	体育スポーツ課長	1	
	〃	〃	2 4	〃	各高等学校事務長	各 1	

」

に改める。

(久留米市立高等学校管理規則の一部改正)

第2条 久留米市立高等学校管理規則（昭和32年久留米市教育
委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「、技術職員」を削り、同条第3項中「、実

習助手及び技術職員」を「及び実習助手」に改める。

第 9 条を次のように改める。

(事務職員の職)

第 9 条 学校に、事務職員の職として事務長を置く。

2 事務長は、校長を補佐し、事務を統括する。

3 学校には、第 1 項の事務長のほか、課長補佐、主査その他必要な職員を置くことができる。

4 課長補佐、主査その他必要な職員は、上司の命を受けて事務を処理する。

5 事務職員の標準的な職務（教育委員会が定める規則、規程その他の定め又は、上司の命を受けて実務を行う事務をいう。）の内容については、別表に掲げるとおりとする。

第 9 条の 2 を削る。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第 9 条関係）

事務職員の標準的職務表

区分	標準職務	職務内容
学校運営	企画・運営・庶務	運営委員会等の学校運営に関する会議への参画

		学校予算委員会の企画及び運営 事務部門の組織整備及び分掌案の策定 学校事務全般の指導及び助言 学校の庶務並びに校内事務の連絡、調整及び改善に関する事務 その他学校運営に関すること。
総務	情報管理	情報の整理及び活用 情報公開に関する事務
	文書整理	文書の収受、発送、整理、保存、廃棄等の事務 学則その他諸規定の制定及び改廃に関する事務 文書事務の指導及び改善
	調査統計	学校基本調査等に関する事務
	証明	教職員及び卒業生に関する各種証明書の発行に関する事務
	監査・検査	監査及び検査に関する事務
	渉外	関係諸機関及び諸団体との連絡調整
学務	学籍・入試	学生の転出入、卒業等異動に関する事務 学籍関係の報告に関する事務

		入学者の選抜に関する事務
	授業料等	授業料等の収納、滞納及び減免に関する事務 その他授業料等に関する事務
	在学者証明	在学証明、成績証明等に関する事務
	学校図書館	図書館の運営に関する事務 図書の選択、整理及び受入に関する事務 その他図書館行事に関する事務
人事・給与	人事	教職員の諸手当の認定に関する事務補助 教職員の昇給及び昇格に関する事務補助 教職員の年末調整等税務に関する事務補助 その他人事及び給与に関する連絡調整
	服務	教職員の出張命令簿、復命書等の各種帳簿の整理、点検及び保管 その他服務に関する事務
	旅費	旅費の執行計画及び管理に関する事務 旅費の請求、支給及び決算に関する事務
財務	予算	予算編成、予算要求及び執行計画に関する

		事務 契約、執行、管理及び決算に関する事務
	物品	物品の出納及び管理に関する事務
	施設	施設設備の営繕及び保守点検に関する事務 施設設備の貸与に関する事務
	徴収金	学校徴収金に関する事務 校内の会計事務に関する指導及び助言
福利厚生	共済組合・互助会	資格、給付請求、貸付等に関する事務 各種事業に関する事務
	社会保険	社会保険の資格取得及び喪失に関する事務
	公務災害	公務災害及び通勤災害認定請求に関する事務

備考 この表は、事務職員が処理する事務の範囲を例示したものであり、事務職員以外の担当する職務内容も含むものとする。

附 則

この規則は、平成２６年４月１日から施行する。

久留米市教育委員会公印規則及び久留米市立高等学校管理規則の一部を改正する規則 新旧対照表

改正案									
現行									
別表									
種類	名称	形状	寸法 (ミリメートル)	書体	管守者	個数	備考		
教育長印	教育長印	正方形	24	てん書	次長	1	縦書		
	"	"	24	"	"	1	横書		
	"	"	24	"	各事務所長	各1	"		
	"	"	24	"	市民文化部次長	1	"		
	"	"	24	"	生涯学習推進課長	1	"		
	"	"	24	"	体育スポーツ課長	1	"		
	"	"	24	"	各高等学校事務長	各1	"		

現行	改正後（案）
○久留米市立高等学校管理規則 （平 1 9 教規則 2・一部改正） （職員） 第 8 条 学校に職員として校長、教頭、養護教諭、講師、助教諭、事務職員、実習助手、技術職員、学校医、学校歯科医及び学校薬剤師を置く。 2 学校には、前項に規定するもののほか、副校長、主幹教諭及び指導教諭を置くことができる。 3 第 1 項の規定にかかわらず、副校長を置くときは教頭を、特別の事情があるときは講師、助教諭、実習助手及び技術職員を置かないことができる。 4 第 1 項及び第 2 項に定める職員の定数は、別に定める。	○久留米市立高等学校管理規則 （平 1 9 教規則 2・一部改正） （職員） 第 8 条 学校に職員として校長、教頭、養護教諭、講師、助教諭、事務職員、実習助手、<u>学校医、学校歯科医及び学校薬剤師</u>を置く。 2 学校には、前項に規定するもののほか、副校長、主幹教諭及び指導教諭を置くことができる。 3 第 1 項の規定にかかわらず、副校長を置くときは教頭を、特別の事情があるときは講師、助教諭、<u>及び実習助手</u>を置かないことができる。 4 第 1 項及び第 2 項に定める職員の定数は、別に定める。

現行	改正後（案）								
(事務職員の職) 第9条 事務職員の職として、事務長その他必要な職員を置く。 2 事務長は、校長を補佐し、事務を統括する。 (技術職員の職) 第9条の2 技術職員の職として、次表の左欄に掲げる職を置くことができるものとし、その職務は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。 <table border="1" data-bbox="1027 1216 1249 2011"> <tr> <th>左欄</th><th>右欄</th></tr> <tr> <td>技術主査</td><td>上司の命を受け、技能を処理する。</td></tr> <tr> <td>主任主事</td><td>上司の命を受け、複雑な技能をつかさどる。</td></tr> <tr> <td>主事</td><td>上司の命を受け、技能をつかさどる。</td></tr> </table>	左欄	右欄	技術主査	上司の命を受け、技能を処理する。	主任主事	上司の命を受け、複雑な技能をつかさどる。	主事	上司の命を受け、技能をつかさどる。	(事務職員の職) 第9条 学校に、事務職員の職として事務長を置く。 2 事務長は、校長を補佐し、事務を統括する。 3 学校には、第1項の事務長のほか、課長補佐、主査その他必要な職員を置くことができる。 4 課長補佐、主査その他必要な職員は、上司の命を受けて事務を処理する。 5 事務職員の標準的な職務（教育委員会が定める規則、規程その他の定め又は、上司の命を受けて実務を行う事務をいう。）の内容については、別表に掲げるとおりとする。 【削除】
左欄	右欄								
技術主査	上司の命を受け、技能を処理する。								
主任主事	上司の命を受け、複雑な技能をつかさどる。								
主事	上司の命を受け、技能をつかさどる。								

久留米市立高等学校管理規則

【追加】別表

事務職員の標準的職務表

区分	標準職務	職務内容
学校運営	企画・運営・庶務	運営委員会等の学校運営に関する会議への参画 学校予算委員会の企画及び運営 事務部門の組織整備及び分掌案の策定 学校事務全般の指導及び助言 学校の庶務並びに校内事務の連絡、調整及び改善に関する事務 その他学校運営に関すること。
総務	情報管理	情報の整理及び活用 情報公開に関する事務
	文書整理	文書の收受、発送、整理、保存、廃棄等の事務 学則その他諸規定の制定及び改廃に関する事務 文書事務の指導及び改善
	調査統計	学校基本調査等に関する事務
	証明	教職員及び卒業生に関する各種証明書の発行に関する事務
	監査・検査	監査及び検査に関する事務
	渉外	関係諸機関及び諸団体との連絡調整
学務	学籍・入試	学生の転出入、卒業等異動に関する事務 学籍関係の報告に関する事務 入学者の選抜に関する事務
	授業料等	授業料等の収納、滞納及び減免に関する事務 その他授業料等に関する事務
	在学者証明	在学証明、成績証明等に関する事務
	学校図書館	図書館の運営に関する事務 図書を選択、整理及び受入に関する事務 その他図書館行事に関する事務
人事・給与	人事	教職員の諸手当の認定に関する事務補助 教職員の昇給及び昇格に関する事務補助

久留米市立高等学校管理規則

【追加】別表

事務職員の標準的職務表

		教職員の年末調整等税務に関する事務補助 その他人事及び給与に関する連絡調整
	服務	教職員の出張命令簿、復命書等の各種帳簿の整理、点検及び保管 その他服務に関する事務
	旅費	旅費の執行計画及び管理に関する事務 旅費の請求、支給及び決算に関する事務
財務	予算	予算編成、予算要求及び執行計画に関する事務 契約、執行、管理及び決算に関する事務
	物品	物品の出納及び管理に関する事務
	施設	施設設備の営繕及び保守点検に関する事務 施設設備の貸与に関する事務
	徴収金	学校徴収金に関する事務 校内の会計事務に関する指導及び助言
福利厚生	共済組合・互助会	資格、給付請求、貸付等に関する事務 各種事業に関する事務
	社会保険	社会保険の資格取得及び喪失に関する事務
	公務災害	公務災害及び通勤災害認定請求に関する事務

教育委員会後援事業等に関する報告

H26.3.3～H26.3.18

No.	日時	事業名	主催者名	場所	区分	担当課
1	平成26年3月22日(土)	BSM ROCK SHOW 2014 ～NOW OR NEVER 卒業スペシャル～	BSM	三潞公民館多目的集会室	後援★	教育部三潞事務所
2	平成26年4月1日～平成27年3月31日	「家庭の日」「オアシス運動」推進キャンペーン	公益社団法人福岡県青少年育成県民会議	福岡県ボウリング公認競技場協議会加盟センター	後援	学校教育課
3	平成26年8月8日(金)、9日(土) 10:00～16:30	JSLサテライトセミナー・イン・九州	東京学芸大学 国際教育センター	福岡市教育センター 会議室	後援	学校教育課
4	平成26年7月22日(火)	歌の会(夏季定例会)	父祖の歌をなぞる市民の会	くるめりあ六ツ門 3階パーティーホール	後援	生涯学習推進課
5	平成26年6月26日(木)、27日(金)	講演会「7カ国語で話そう」	ヒップファミリークラブ 筑紫	石橋文化センター共同ホール音楽室	後援	生涯学習推進課
6	平成26年5月13日(火)～5月18日(日)	第8回久留米連合文化会工芸部会員作品展	久留米連合文化会	えーるピア久留米市民ギャラリー	後援	生涯学習推進課
7	平成26年5月11日(日)	第48回わたしのお母さん絵画コンクール	毎日新聞西部本社	博多阪急	後援	生涯学習推進課
8	平成26年7月12日(土)	山崎まさよし LIVE SEED FOLKS IN 久留米	公益財団法人 久留米文化振興会	石橋文化ホール	後援	生涯学習推進課
9	平成26年7月5日(土)～平成26年8月30日(土)	「Summer Camp in 能古島」&「English Camp in 能古島」	能古島青少年育成協会	のこのしまアイランドパーク	後援	学校教育課

平成26年第1回（3月）久留米市議会一般質問回答要旨

質問一覧(教育部関連)

質問議員	質 問 内 容
永田 一伸 議員	4 久留米市教育センターの運営状況について (1) 久留米市教育センターの運営状況について (2) 研修や教育研究の成果と課題について
堺 陽一郎 議員	8 教育行政について (1) 小中学校の正規教員の状況について
坂井 政樹 議員	2 教育行政の展望について
田中 多門 議員	9 教育問題について (1) 今後の特別支援教育に対する考え方について
原 学 議員	3 人づくり行政について (1) 本市における人づくりの考え方は (2) グローカリズムの醸成とグローバル人材の育成は
後藤 敬介 議員	3 教育について (1) 小規模特認校制度について (2) 小学校のグラウンドについて
塚本 弘道 議員	1 教育行政について (1) 読書意欲を高める取り組みについて
市川 廣一 議員	5 教育問題について (1) 中学校における武道の指導について

代表

【質問議員】 永田 一伸 議員

【質問要旨】 4 久留米市教育センターの運営状況について

(1) 久留米市教育センターの運営状況について

【質問趣旨】 移転後の教育センターの運営状況はどのようになっているか。

【回答要旨】 久留米市教育センターの運営状況について

昨年 4 月から新たに業務を開始した市教育センターは、130 人収容の大研修室をはじめ、6 つの研修室、実習実験室、情報教育室等を備えています。これらを活用することにより、多人数の研修、分科会に分かれての研修、実験・実技を伴った研修など、様々なスタイルに応じた研修が実施できるようになりました。

また、県から移管された初任者研修や、10 年経験者研修など基本研修は、ほぼ市教育センターで行うことができるようになり、特別支援教育や生徒指導、学力向上の担当者のための課題研修では、本市の実情や実態のデータ分析をもとに課題を解決し、改善を図るための研修ができています。

さらに、理科教育センターの備品も、各学校からの貸し出し要求に応えることができるようになりました。

このように新しい市教育センターの稼働率は非常に高く、校長会・教頭会等の研究活動や PTA 活動の場としても活用されている状況です。

加えて、移転による地の利を生かし、福岡教育大学附属久留米小学校での授業参観を取り入れた研修、夏季休業中に南小学校の体育館を使つての体育実技研修、久留米商業高校のパソコン室を利用した I C T 研修、久留米特別支援学校における専門的な指導方法の研修等の実施ができるようになりました。

市教育センターは立ち寄り易い場所にあるため、研修のための書籍、教材等の貸し出しだけでなく、教職員が自主的に指導主事からの助言を受けたり、研究発表会前には、発表練習に励んだりする姿が多く見られるなど、自前の施設であることのよさが実感できています。

【質問議員】 永田 一伸 議員

【質問要旨】 4 久留米市教育センターの運営状況について

(2) 研修や教育研究の成果と課題について

【質問趣旨】 研修や教育研究の充実の観点から、成果と課題について教えて欲しい。

【回答要旨】 成果と課題について

成果につきましては、第一に、研修の目的、研修の内容や規模に応じてスペースの異なる研修室を選択したり、分科会やグループ別検討会等を適宜設定できるようになったことです。その結果、専門研修を、20 講座で延べ 600 名の教職員が受講し、終了後のアンケートによると「大変満足」「概ね満足」が 99 パーセントを超えています。

第二に、定例校長会、定例教頭会、教科等研究会など各種の会合にも本施設が利用され、本市教育の中核施設としての役割を発揮しております。

一方で、現在、教職員の大量退職、大量採用の時代を迎えており、教職員の大きな入れ替りが生じています。これに対応し、これまで受け継がれてきた指導のノウハウ等の若年教員への伝承と、急激に変化する社会に対応できる指導力向上のための研修内容をいかに確立していくかが課題であると認識しております。

大量退職、大量採用への対応について

本市においては、過去3年間、毎年60名前後の教員の世代交代があっており、実践的指導力や学校運営能力のみならず、教育に対する熱意や信念を伝えるのは、大変重要なことです。そこで、それぞれの教職員が、若年、中堅といった教職生活のステージに応じて、資質・能力の向上を図ることができるよう研修で支援をしてまいります。

急激に変化する社会への対応について

本市の教育施策との関連を図りながら、各学校の学力の向上、いじめ・不登校への対応、特別支援教育、ICT活用、道德教育の推進などの課題に応じて学校支援を進めていきたいと考えています。そのために、市教育センターの指導主事が中心となって、主幹教諭・指導教諭等のミドルリーダーを有効に活用し、各学校への支援を積極的に進めるという新たな仕組みを構築していきます。

【質問議員】 堺 陽一郎 議員

【質問要旨】 8 教育行政について

(1) 小中学校の正規教員の状況について

【質問趣旨】 久留米市の正規教員の割合は。また、割合が低い状況の原因は。

文部科学省が「非正規教員の増加は教育の質の面で問題がある」と指摘する中で、正規教員の増加や教育の質の確保など、どう対応するのか。

【回答要旨】 福岡県及び市立小・中学校の教員の配置状況

公立の義務教育諸学校につきましては、「標準法」をもとに学級数に見合う教員定数が算定され、都道府県教育委員会が採用や配置を決定しております。

平成24年度の都道府県別の教員定数に占める正規教員の割合を見ても、福岡県は、沖縄県、埼玉県、兵庫県に続いて4番目に低い88.6%で、全国平均の92.7%を4ポイント以上下回っております。

次に、久留米市の現状ですが、平成24年5月現在、定数に占める正規教員の割合は、小学校で87.5%、中学校では78.7%で、小・中学校全体では84.4%となり、全国でも低い傾向にある福岡県の平均と比べても4ポイント以上正規教員が少ない状況です。

また、この割合は、退職者に見合う正規教員の補充が十分行われていないこともあって年々低下し、平成25年度は5年前と比較して小学校では約4ポイント、中学校では約10ポイント下がっております。

非正規教員（常勤講師）の増加の原因

非正規教員の増加の原因としては、少子化・学級減を見込んでの採用調整、教

員の年齢構成の平準化、将来を見込んだ定員削減などが考えられます。

一方で、非正規教員の増加については、文部科学省においても「学校経営や教育内容の質の維持・向上の面でも問題がある」、「非正規教員の割合が過度に高い県に対して、改善を促すことが必要」との見解が示されています。

今後の対応について

現在、正規教員の大量退職が続いていることから、市教育委員会としましても、正規教員の割合の向上と、教員の指導力の向上は喫緊の課題であると認識しております。

こうした現状を踏まえ、教育の質の確保を図るため、市教育センターでは常勤講師を対象とした研修会を行い、教育活動や学校運営等の業務遂行、発問や板書を中心とした演習など、実践的な指導力の向上に取り組んでいるところです。

今後も継続して、小・中学校など義務教育諸学校の人事権を有する県教育委員会に対して、本市の現状と課題から、退職者の確実な補充と非正規教員の抑制を強く求めるとともに、教員の指導力の向上にも一層取り組み、教育効果を高める人的環境の整備に努めていきたいと考えます。

【質問議員】 坂 井 政 樹 議員

【質問要旨】 2 教育行政の展望について

【質問趣旨】 2 期目を迎えて独自色を出す時期にある堤教育長の今後の重点的な取組についてお尋ねする。

【回答要旨】 私は、平成 21 年 4 月に教育長に就任以来、本市の教育行政の円滑な推進にあたり、精一杯取り組んできたところです。2 期目の初年度になる 25 年度は、第 2 期教育改革プランの 3 年目にあたり、来年度は総括の年となります。そこで、これまでの第 2 期教育改革プランの成果や課題を踏まえた今後の方向性について述べさせていただきます。

第 2 期教育改革プランでは、「未来を担う人間力を身につけた子どもの育成」を教育目標とし、プランの趣旨・内容をすべての教室まで浸透させながら、「笑顔で学ぶくめっ子」の実現に向かって学校と連携し、諸施策・事業を進めてきました。この間、知・徳・体のバランスのとれた教育活動充実のための学校運営の計画・実行・検証・改善のいわゆる「PDCA サイクル」システムの構築がなされ、学校プランに基づく取組が定着してきた反面、「確かな学力の育成」「豊かな心の育成」については課題を克服しきれていないと認識しております。

こうしたことから、第 2 期教育改革プランの実効性のある推進及び次期プランの策定に向け、現段階で次の 5 点を今後の重点的な取組として考えているところです。

1 点目は、子どもたちに社会を生き抜く力を育成することです。コミュニケーション能力や人間関係力、協同して学び課題を解決する力、規範意識や道徳的実践力等の育成を重点とし、知・徳・体のバランスのとれた教育活動の充実を目指していきます。

2点目は、「学力の保障と向上」「不登校の予防と解消」の懸案課題への対応です。学力の全国平均以上、不登校児童生徒の割合を全国平均以下にという目標達成に未だ至っていないという現状から、継続して授業改善や補充学習の取組、つまりきのある子どもへの丁寧な支援、家庭学習習慣の形成のための支援などに力を入れています。

3点目は、特別支援教育の充実です。共生社会の実現を目指すインクルーシブ教育システムへの転換期に当たり、特に小・中学校の通常学級、高等学校における特別支援教育の推進充実と学習環境の一層の整備を図ります。

4点目は、地域学校協議会を通じた開かれた学校づくりです。各学校が保護者・PTA・地域の方々から信頼される学校になるように、学校関係者評価等を活かし、相互交流を深め、久留米市版コミュニティスクールを推進します。

5点目は、各学校の教育活動や学校づくりの特色化を図るとともに、安全安心な学校生活がおくれるようにセーフスクールの取組を推進することです。

以上のように、取組を重点化しながら、久留米の教育振興に邁進していきたいと考えております。広域合併直後の平成17年当時は、旧久留米市域及び総合支所管内に勤務する学校図書館司書の雇用形態、勤務条件等が大幅に異なっており、制度の統一を図る必要がありました。

【質問議員】 坂井政樹議員

【質問要旨】 2 教育行政の展望について

【質問趣旨】 理科離れと言われているが、本市には「ものづくり」で優れた先人がいるので、『からくり儀右衛門賞』のような取組で理科教育の推進を図ってはどうか。

【回答要旨】 「ものづくり」の優れた先人を輩出した本市としましては、理科教育の推進は大変重要と認識しており、第2期教育改革プランにおいて「確かな学力」の育成を支える施策の1つに、理科・科学教育の充実を掲げております。そして、『ものづくり久留米』の復活を担うものとして、市教育センター内に設置の理科教育センターによる様々な事業に取り組んでいるところです。

児童生徒の理科に対する興味や関心を育む取組について

小学校のみならず中学校にも対象を広げた理科作品展を久留米工業大学において開催し、本年度は過去最多の635点の理科作品の展示があり、児童生徒の探究心を大いに刺激する場となりました。

また、同日開催の「サイエンスフェア」では、県青少年科学館及び久留米工業大学の協力を得て、ものづくりや科学ショー、科学体験等を行い、来場した2,551名の児童生徒が科学の面白さを味わったところです。さらに、理科教育センターで常備する実験器具や備品を年間を通じて各学校に貸し出すことによって、児童生徒が観察・実験を通して自然事象への実感を伴った理解を深めております。

教員の指導力を向上させる取組について

市教育センターにおける理科の授業づくり研修会及び理科実験・実技講習会、理科教育センター主催の理科担当者研修会等を行い、小・中学校合同で理科の授業改善を図っています。それぞれの研修会では、本市の子ども達の理科に対する興味・関心の

現状と、教員の指導上の課題をふまえ、基礎的な観察実験技能の習得を図る指導法や、授業設計・展開のポイント、ものづくりや実験器具の有効な活用の仕方等を示し、教師自らも観察・実験を通して指導法への理解を深めるようにしています。

また、市教育センターで実施する調査研究の1つである科学教育振興研究班は、子どもの理科離れに対する懸念を払拭するべく、毎年、先進的な授業改善・学習環境改善に取り組み、成果物を作成して学校へ還元しているところです。

今後の取組について

理科作品展において、ご提案のような児童生徒の優れた理科作品を発表し、表彰する場の設定や、高校や大学と連携した理科特別授業によって科学の不思議を体験する場の設定、また、理科教育の実践研究成果の発表等、児童生徒の科学的な見方や考え方を豊かにする取組を進めていきたいと考えております。

【質問議員】 坂 井 政 樹 議員

【質問要旨】 2 教育行政の展望について

【質問趣旨】 中核市の今後の教育のあり方を考えれば、教職員の人事権（採用・人事・懲戒・財源を含めた給与の支払い等）の移譲が必要であると考えているが、教育長の見解は。

【回答要旨】 中核市への教職員人事権の移譲について

中核市への権限移譲につきましては、現在、教職員の服務監督権や研修権という限られた権限にとどまっており、人事権に関わる採用や人事配置、給与等については都道府県の管理に委ねられております。

しかしながら、いじめや不登校、体罰の根絶など学校教育の課題をはじめ、家庭・地域の教育力の低下などの課題に対応するためには、久留米の未来を担う子どもたちを育む教育の担い手として、高い志を持った優秀な人材を採用し、研修等を通じて指導技術を磨くとともに、責任をもって服務指導を行う、一貫した人事管理が必要であると考えております。

政令指定都市には、従来の採用等の人事権に加えて、平成29年度から給与負担に関する権限と財源が移譲されることとなりました。

市教育委員会といたしましては、これらの動向を踏まえ、今後も引き続き、中核市教育長会等を通じて、採用から配置、懲戒、給与など、財源を含めた一体的な人事権移譲に向けて、働きかけていきたいと考えます。

【質問議員】 田 中 多 門 議員

【質問要旨】 9 教育問題について

(1) 今後の特別支援教育に対する考え方について

【質問趣旨】 特別支援教育を取り巻く状況の変化を踏まえ、久留米市における就学先決定の仕組みや特別支援教育において、今後、インクルーシブ教育的な考え方をどのように進めていくのか。

【回答要旨】 「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進」において、「障害のある子どもと障害のない子どもそれぞれが、授業内容がわかり学習活動に参加している実感・達成感を持ちながら、充実した時間を過ご

しつつ、生きる力を身に付けることを本質的な視点とし、そのための環境整備の必要がある」と述べられております。

また、インクルーシブ教育システム構築の観点から、学校教育法施行令も昨年9月に改正され、従前の「就学基準に該当する障害のある子どもは、特別支援学校に「原則」就学する」という考え方から、「障害の状態、本人の教育的ニーズ・保護者の意見、教育学、医学、心理学等専門的見地からの意見、学校や地域の状況等を踏まえた総合的な観点から就学先を決定する仕組み」へと見直しが行われたところです。

さらに平成28年4月から施行される障害者差別解消法における学校教育分野の合理的配慮については、現在、文部科学省において「インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進」のモデル事業による検討が進められている状況であります。

本市では、これまでに肢体不自由を伴う児童生徒が小・中学校に就学する際には、校内移動のためのバリアフリー化、多目的トイレの設置、校舎改築時にエレベーターを設置するなど、施設整備に努めてきております。

また、支援体制の面では、特別支援教育支援員や介助員の配置、医療的ケアが必要な児童生徒に対しては、保護者の付き添い負担軽減のための学校訪問看護支援事業を本市独自で行っているところです。

このように、児童生徒の教育的ニーズに応じて適切な特別支援教育を提供できるよう、今後文部科学省から示される「合理的配慮」の考え方や具体的方策を踏まえて対応していきたいと考えております。

【質問議員】原 学 議員

【質問要旨】3 人づくり行政について

(1) 本市における人づくりの考え方は

【質問趣旨】全庁的・横断的な本市の人づくりの考え方と取組についてお尋ねしたい

【回答要旨】人づくりについての基本認識

先ず、未来の久留米、あるいは、未来の日本・未来の世界を担っていくのが青少年層の若い世代であり、よりよい社会を作っていくためにしっかりと人づくりを行うことが重要だと認識しております。

久留米市では、「久留米市新総合計画・第2次基本計画」におきまして、「未来を担う子ども達が、やさしさや思いやり、個性を大切に、創造力を発揮し努力することの素晴らしさがわかる人間性豊かな人間として成長できるよう、学校、家庭、地域社会が連帯し、総合的に取り組む」こととしております。

教育委員会が担う教育

未来を担う人づくりの柱となるものが教育であり、この教育については、独立した行政委員会である教育委員会に大きな役割が与えられています。

現在、教育委員会により、総合計画を踏まえた、第2期教育改革プランに基づき、学校教育に関する様々な取り組みが進められております。また、社会教育においても、地域と学校の連携を大切にしながら子ども達に様々な体験や学習、交流の場を

提供し、生きる力を育むための取り組みが推進されています。

教育委員会との連携

市長としましては、教育委員会との連携により、教育に関する施設整備や予算の編成・執行等を通して、教育の充実に向けて取り組んでおります。

また、教育分野以外の人づくりにつきましては、特に乳幼児期は、生涯にわたる人格形成の基礎が培われる重要な時期であることから、子どもの健やかな発達を保障するため、子育て支援の各種施策の充実に取り組んでおります。

さらに、放課後等における子どもの健全育成のための学童保育や成長段階にある青少年の非行防止を推進しているところであります。

今後の対応

いずれにしましても、人づくりは、未来のまちづくりにつながるものであり、本市にとって最も重要な政策課題であると考えています。

今後とも、まちづくりの基本となる総合計画を踏まえながら、教育委員会と連携しながら、力強く、未来を担う人づくりを進めて行きたいと考えております。

【質問議員】 原 学 議員

【質問要旨】 3 人づくり行政について

(2) グローカリズムの醸成とグローバル人材の育成は

【質問趣旨】 小学校での外国語教科化の流れに見られるように国際教育の重要性は増しており、一方で地域の特性や課題を踏まえて行動することも重要である。これらを踏まえ、グローバルな人材をどのように育成しようとしているのか。

【回答要旨】 グローカリズムについて

今後より一層進むグローバル社会において、足もとの地域の視点と国境を超えた地球規模の視野とを同時に持ち、様々な問題をとらえ解決していく、いわゆるグローカリズムの考え方を身につけた人材が求められております。この考えは、現行の学習指導要領が重要視しております「我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する能力や態度」の育成と重なるものがあります。

このようなグローカリズムを醸成するには、児童生徒が郷土に親しみや誇りを持ち、主体的に地域づくりに関わる動機を高めるとともに、他国の伝統や文化を理解し、他国の人々に自らの考えを適切に伝え、共生に向けて主体的に行動していく能力や態度を身につけることが重要だと考えております。

グローカリズムを醸成する取組について

本市の第2期教育改革プランにおいても、グローバル化の現状を踏まえ、郷土を学ぶ「くるめ学」の充実、国際社会で生きる外国語教育の充実を重点施策としております。

「くるめ学」につきましては、平成22年度から全校で実施し、久留米の自然や文化、歴史を築いてきた先人や久留米に生きる人々のよさをとらえ、地域の人々と協同して地域づくりに関わる学習を展開しております。また、外国語教育につきましては、平成10年度の「総合的な学習の時間」創設に伴い、小学校で外国語会話等の体験的な学習を開始し、平成19年度の英語活動等国際理解活動モデル校での実践を

契機に、全ての小・中学校、特別支援学校に外国語指導助手いわゆるALTを派遣して、外国語でのコミュニケーションを図る指導を推進しております。

そして現在、郷土を学ぶ「くるめ学」の市教育委員会研究指定校として山川小学校を、国際理解教育の研究指定校として京町小学校を指定し、グローカリズムの考え方を身につけた児童生徒の育成を目指した実践研究を進めております。今後は、その研究成果をモデルとして、全市的に広げながら、グローバルな人材の育成に努めていきます。

個人

【質問議員】後藤 敬介 議員

【質問要旨】3 教育について

(1) 小規模特認校制度について

【質問趣旨】・小市教育委員会は従来の通学区域を越えて通学することを認める小規模特認校制度の実施を決定し10月から12月まで募集を行っているが、その申請状況はどうであったか。また、その結果をどう評価しているか。

・通学区域の再編など、早急な取り組みを進めて欲しいと思うが、どうか。

【回答要旨】小規模特認校制度について

本市の小規模特認校制度は、現在、複式学級校となっている浮島小学校と、平成26年度に複式学級校となる見込みの下田小学校、大橋小学校の3校について、特色ある学校運営を進めつつ、通学区域の弾力化により校区外からの児童の就学を認めるものです。

この制度は、一昨年11月に市立小中学校通学区域審議会へ諮問しました「小学校の小規模化への対応について」、昨年2月に「先進自治体の制度を参考に、複式学級運営を回避・解消する施策を直ちに進めるべき」との中間答申があったことから、市教育委員会会議において、導入を決定したものです。

申請結果と評価について

昨年10月から12月まで、実際に、3校の学校環境や教育活動の状況もご覧いただいた上で申請を受け付け、見学者は、3校合計で、延べ31名、申請者は19名という結果でした。この結果からみると、一定、制度の周知を図ることができ、相応の申請があったものと考えております。

また、小規模特認校に指定した3校の児童を増やす効果だけでなく、大規模校あるいは中心部の学校等に就学する児童と保護者が、学習環境を変える機会を得られた、という効果もあったと考えています。

今後の方向性について

小規模特認校への申請を受付ける中で、「小規模校での教育は希望するが、将来、複式学級になるのであれば、入学は望まない」との意見も聞かれました。

また、義務教育では標準的な教育活動を行うことが前提であるため、特色のある教育課程編成には限界があり、小規模特認校に児童を集めるために、一定以上の通学支援を行うことなども、義務教育の公平性の観点からみて、難しい状況です。

一方、学校教育において、子どもの社会性や望ましい人間関係を育むことは重要であり、教育環境としても一定の児童数の確保が必要と認識しています。

現在、通学区域審議会では市教育委員会が諮問した「小学校の小規模化への対応」について、最終答申の取りまとめに向けた審議が続けられています。市教育委員会としましても、小規模特認校制度への応募結果や今後の小規模特認校の運営状況を検証しながら、学校と共に望ましい教育環境づくりに向けた検討を進めていきたいと考えます。

小学校の小規模化対応について

小学校小規模化の問題は、子どもの成長や発達に影響を与える大きな課題であると認識しています。現在、久留米市立小中学校通学区域審議会においても小規模化対応の諮問に対する答申に向けた議論が重ねられているところです。その審議状況を見ながら市教育委員会会議での議論を深めたいと考えます。

【質問議員】後藤 敬介 議員

【質問要旨】 3 教育について

(2) 小学校のグラウンドについて

【質問趣旨】 小学校のグラウンドについて、雨天時の排水が悪い箇所がある。今後、暗渠排水を備えたグラウンド整備について取り組みを進めてほしい。

【回答要旨】 グラウンド整備の現状について

本市では、子ども達が健やかな体を育んでいくためには、外遊びや運動の経験が大変重要であると認識しております。

そこで、学校における良好なグラウンド環境の整備に対しては、暗渠排水を備えた整備を行っているところであります。

現状としては、今年度に弓削小学校と金島小学校の2校で暗渠排水を備えたグラウンド整備を実施しております。その結果、市内の小学校46校のうち19校で整備が完了し、整備率は41.3%となる見込みです。

今後の取り組みについて

学校施設の整備につきましては、これまで「安全・安心」を確保するため最優先課題として耐震化に取り組んできており、今年度末に小・中学校及び特別支援学校の耐震化が全て完了します。

また、施設の老朽化対策として外壁改修工事、屋根防水工事などの事業を継続的に進めています。

さらに、児童・生徒が快適に学習できる環境整備として、平成26年度末までに全ての小中学校の普通教室に空調機を設置するとともに、トイレ改修についても重点的に取り組んでいるところであります。

今後、これらの整備と併せて、グラウンドの整備につきましても、財源の確保をいっつつ、利便性の観点から、暗渠排水を備えた整備を進めていきたいと考えております。

【質問議員】塚本 弘道 議員

【質問要旨】 1 教育行政について

(1) 読書意欲を高める取り組みについて

- 【質問趣旨】
- ・ 児童生徒の図書館利用状況はどうなっているのか。
 - ・ 市立図書館と連携した取り組みは行われているのか。
 - ・ 読書活動推進計画における学校の取り組みの進捗状況と課題はどうか。
 - ・ 読書通帳を導入し、読書意欲を高める取り組みができないか。
 - ・ H25年第2回市議会で「司書の役割を検証し、勤務条件を検討する。」と回答したが、その結果は。
 - ・ 市立図書館と学校の連携が全体に広がっていないのはなぜか。
- また、連携していない学校では、読書活動をどのように進めているか。

【回答要旨】 児童生徒の図書館利用状況について

読書活動は、子どもの感性を磨き、読解力や表現力を高め、創造力を豊かにしていく上で欠くことのできないものです。

全国学力・学習状況調査によりますと、読書のために週1回以上図書館に行く小学校6年生は、平成21年度の約21%から25年度は約25%へと増加しております。また、中学3年生は、平成21年度の約12%から25年度は約14%へと増加し、全国平均を上回る利用状況となっております。この間、市教育委員会としましては、平成20年度に学校図書館司書の全校配置による昼休みの開館、22年度に各学校への支援を行う学校図書館支援員の配置、また司書教諭の配置の拡大、学校図書館司書に対する実務的研修の実施等、学校図書館機能の充実に努めてきたところです。

市立図書館と連携した取組について

小学校35校と中学校9校が、市立図書館から資料の貸出やボランティアの派遣等を受けております。また、市立図書館との合同研修会の開催や、市立図書館主催の学校読書ボランティア研修会への参加、市立図書館との毎月の連絡会を通じて情報を共有化し、児童生徒の読書啓発に活かす取組を行っています。

読書活動推進計画における学校の取組の進捗状況と課題について

昨年度作成した『第2次久留米市子どもの読書活動推進計画』のうち、「読書ボランティアとの連携」、「司書教諭・学校図書館司書の配置推進と研修の充実」については、一定の成果が出てきております。一方で、「全校一斉読書や調べ学習への図書資料活用」については不十分さがあることから、各教科等の学習において意図的・計画的に学校図書館を活用するよう指導しております。さらに、「学校図書館の蔵書整備」については、選書に課題が生じていたことから、本年度作成の『久留米市学校図書館図書選定基準』に則った改善を図り、教育活動に役立ち読書意欲を喚起できるよう充実に努めております。

今後の取組について

現在、市内数校で取り組んでいる、個人貸出の記録を表す『読書のあゆみ』は、ご提案の読書通帳と同様の効果があることから、各学校に作成を奨励し、家庭との連携や図書館活用頻度の拡大等を図りながら、今後とも子どもの読書意欲を高める取組を充実させたいと考えております。

学校図書館司書の役割について

学校図書館司書は、主に学校図書館の管理運営的な業務にあたっていますが、加えて、専門性を持った司書教諭、及び各学級担任等と連携・協力し、発達段階に応じた

読書指導や、学年毎の推薦図書の選定と紹介、児童生徒の調べ学習のサポートなど、学校図書館における読書活動の推進にあたっており、児童生徒の学びを支援する役割を担っていると認識しております。

勤務条件について

また、学校図書館司書の勤務条件についてですが、平成 23 年度以降、勤務日数を増やすなど毎年見直し、改善を図っているところです。

平成 26 年度からは、学校図書館内の環境整備の充実を図り、蔵書点検を実施し、夏季休業期間中における学校図書館の利用促進に取り組むために勤務日数を増やすとともに、任用期間を学期毎の任用から 1 年間の任用に改め年次有給休暇を付与し、学校図書館司書の勤務条件の見直しを図る予定としております。

市立図書館との連携としては、資料の貸出として、セット組みされた図書を年間契約で借りる団体貸出と、必要なテーマの図書を指定して借りる特別貸出を受けているところです。これらの図書は、学級や学校図書館での閲覧本として、また、調べ学習の資料として児童生徒が大いに活用しておりますが、学校への制度の周知が不足していたり、市立図書館から提供する図書冊数の問題もあつたりすることから、今後とも市立図書館と調整しながら全体に広げていきたいと考えます。

さらに、市立図書館との連携として、図書館の読書ボランティア派遣事業による読み聞かせの実施や、読み聞かせの仕方の指導等を受けており、各学校の保護者ボランティア等による活動が充実してきているところです。

連携をしていない学校でも、学校図書館の図書を使った調べ学習の充実や蔵書整備、保護者ボランティアの活動等により読書啓発に取り組んでおります。

今後も、市立図書館との連携をはじめ、子どもの読書意欲を高める様々な取組に努めていきます。

【質問議員】市川 廣一 議員

【質問要旨】5 教育問題について

(1) 中学校における武道の指導について

【質問趣旨】・必修化された後の実施状況や指導者の研修はどうなっているか。

・安全管理や指導計画・方法はどのようになっているか。

【回答要旨】中学校における「武道」については、今回の学習指導要領の改訂により、平成 24 年度から、中学校の第 1 学年及び第 2 学年で、すべての生徒が保健体育科の授業の中で、柔道・剣道・相撲の中から履修することとなり、2 年が経過しました。

武道の実施状況について

初年度の平成 24 年度は、中学校 17 校中 8 校で柔道、1 校で剣道、7 校で柔道・剣道の両方、1 校で剣道・相撲の両方の授業が実施されました。また、2 年目の平成 25 年度は、17 校中 8 校で柔道、4 校で剣道、5 校で柔道・剣道の両方の授業が実施されています。

市教育委員会としましては、武道必修化に向けて、平成 23 年度までに、全校に武道場を整備するとともに、学校ごとに柔道衣を 160 着、剣道防具を 40 セット整備し、1 クラス 40 名の生徒に対する授業が実施できるように、教育環境の整備を進めてき

ました。

指導者の研修について

平成 21 年度から 23 年度まで福岡県が実施しました武道指導者養成研修会の受講や武道師範派遣事業を活用して礼法や実技指導のノウハウを蓄積してきたところです。平成 24 年度には、市教育センターにおいて柔道の講習会を実施したり、武道関係各種団体の行う講習会への参加を奨励するなど、保健体育科教師の指導力向上に努めております。

安全管理については、久留米市中学校基底指導計画において、柔道・剣道・相撲のすべての種目で、初期段階・進んだ段階・さらに進んだ段階という指導計画を立てるとともに、練習場や用具の安全確認、禁じ技を用いないなどの安全指導についても明記して徹底しているところです。特に、柔道については、文部科学省及び県の指導に従い、

- ・柔道を指導した経験がない教師が授業を行う場合には、外部指導者の協力を仰ぐこと
 - ・安全の確保に十分に留意した計画をたてること
 - ・施設設備及び用具の安全を確保すること
 - ・万が一事故が発生した場合の対処方法について関係者間で認識を共有すること
- 等について、柔道実施の中学校へ担当指導主事を派遣し、管理職及び保健体育科の担当者に対して、直接指導を行っております。

このような対応の結果、この 2 年間に於いて「武道」の授業における大きな事故は発生しておりません。

今後も、中学生が「武道」を体験し安全に学習することができるよう教師の指導技術向上と安全指導の徹底に努めていきます。

通学路の安全対策について

平成 24 年に全国で通学中の児童等が犠牲になる交通事故が相次いだことを受け、通学路の緊急合同点検を警察・道路管理者・学校・教育委員会で実施し、安全対策を検討し、対策を実施。

平成 25 年度も昨年度に引き続き、通学路の安全対策のための取組を行った。

1. 平成 25 年度の取組

(1) 小中学校による安全点検 H25 年 4～5 月初

全小中学校で教職員、PTA 等が通学路の安全点検を行い、その結果を 5 月に教育委員会で集約。

(2) 合同点検及び安全対策案決定 H25 年 8～11 月初

① 前記(1)で集約した危険箇所について、警察・国・県・市の道路管理者・教育委員会で、情報交換し、対策案を協議。(8 月)

併せて、24 年度の危険箇所の対策案未定分についても再度対策を協議。

② 合同点検（現地確認）が必要な箇所について、学校・道路管理者・警察・教委による合同点検実施。(8～10 月)

・ 国道 3 箇所、県道 10 箇所、市道 10 箇所

③ 対策案を取りまとめ。(11 月)

・ H25 年度対策必要箇所 117 箇所

(3) 平成 26 年 1 月末現在の対策状況

区 分	平成 24 年度分総数				平成 25 年度分総数			
		国道	県道	市道		国道	県道	市道
対策案決定分	31	2	18	11	73	5	31	37
対策案未定	6	0	6	0	3	0	2	1
対策済	80	3	35	42	41	6	13	22
計	117	5	59	53	117	11	46	60

2. 通学路の交通安全対策について

今後も引き続き、小中学校の通学路の安全確保を図るために、関係機関等による会議を継続的な推進体制（「久留米市通学路安全推進会議」）にし、安全点検から対策実施までのプロセスを「久留米市通学路交通安全プログラム」として取りまとめた。

【今後の予定スケジュール】

○ 3 月下旬 : 市ホームページに、「久留米市通学路交通安全プログラム」、対策箇所・内容等を公表。

○ 平成 26 年度以降 : 通学路交通安全プログラム及び安全対策の継続的な実施。

※安全対策（ハード整備）については、国の社会資本整備総合交付金「久留米市の通学路における安全対策の推進」等を活用。

平成〇〇年度 通学路合同点検 対策箇所一覧表

別添1

平成〇〇年〇月時点

【〇〇小学校区】

番号	路線名	箇所名・住所	通学路の状況・危険の内容	対策内容	事業主体	備考
1	市道〇〇〇号線	〇〇高校西側の歩道	交通量が多く、歩道がないうえに水路があるため危険	歩道設置	市	
2	県道▲▲▲線	〇〇町〇〇丁目〇〇	交通量が多いにもかかわらず、歩道と車道の区別なし	路側帯のカラー舗装	県	
3	県道□□□線	〇〇町〇〇の踏切	道路幅員、踏切が狭く交通量が多い	踏切道拡幅	県	
4	国道☆☆☆線	〇〇町〇〇丁目〇〇～〇〇	通学路に歩道が無く、道路幅員が狭隘であり、通貨交通も多い	検討中	国	

【対策検討メンバー】久留米市教育委員会、学校、福岡国道事務所、久留米県土整備事務所、久留米警察署、久留米市

【〇〇小学校区】

番号	路線名	箇所名・住所	通学路の状況・危険の内容	対策内容	事業主体	備考
1						
2						
3						
4						

【対策検討メンバー】久留米市教育委員会、学校、福岡国道事務所、久留米県土整備事務所、久留米警察署、久留米市

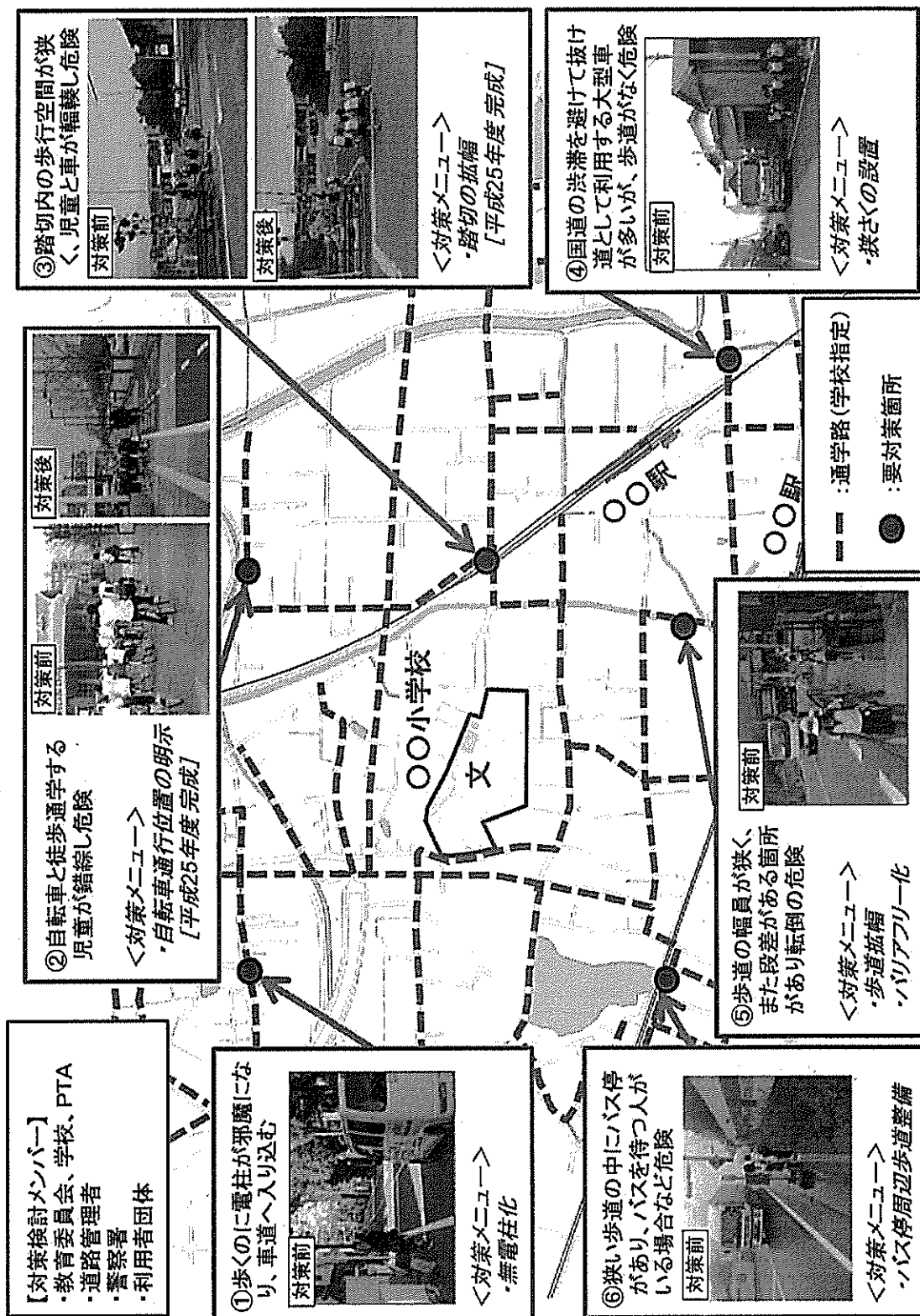
【〇〇小学校区】

番号	路線名	箇所名・住所	通学路の状況・危険の内容	対策内容	事業主体	備考
1						
2						
3						
4						

【対策検討メンバー】久留米市教育委員会、学校、福岡国道事務所、久留米県土整備事務所、うきは警察署、久留米市

平成〇年〇月〇日

通学路対策箇所図(イメージ)



久留米市 通学路交通安全プログラム

平成 26 年 3 月

久留米市通学路安全推進会議

1. プログラムの目的

平成 24 年、全国で登下校中の児童生徒が死傷する事故が相次いで発生したことから、平成 24 年 11 月までに各小学校の通学路において関係機関(学校関係者、警察、道路管理者)が連携して緊急合同点検を実施し、また、平成 25 年 8～9 月にも合同点検を実施し、必要な対策について関係機関で協議しました。

引き続き関係機関が連携し、小中学校の通学路の安全確保を図るため、「久留米市通学路安全推進会議(以下「推進会議」という)(※)」を設置し、「久留米市通学路交通安全プログラム」を策定しました。

※ 久留米市通学路安全推進会議(平成 26 年 3 月 4 日 設置)
久留米市立小中学校の通学路の安全確保に向けた取組を行うために、以下の関係機関で構成する組織。

- ・久留米警察署 交通第一課
- ・うきは警察署 交通課
- ・国土交通省 九州地方整備局 福岡国道事務所 交通対策課・久留米維持出張所
- ・福岡県 久留米県土整備事務所 道路課
- ・久留米市 協働推進部 安全安心推進課、
都市建設部 生活道路課・路政課、
各総合支所 環境建設課
- ・久留米市教育委員会

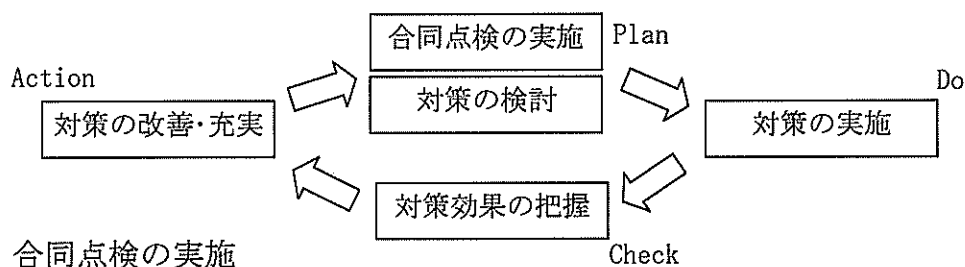
2. 取組方針

(1) 基本的な考え方

継続的に通学路の安全を確保するため、緊急合同点検後も合同点検を継続するとともに、対策実施後の効果把握も行い、対策の改善・充実を行います。

これらの取組をPDCAサイクルとして繰り返し実施し、通学路の安全性の向上を図っていきます。

[通学路安全確保のためのPDCA サイクル]



(2) 合同点検の実施

- ・毎年度初めに全小中学校で教職員や PTA 等が通学路の安全点検を行い、その結果を久留米市教育委員会学校教育課で集約します。
- ・集約の結果、学校から報告のあった危険箇所について、推進会議内で情報共有します。
- ・推進会議において、それぞれの機関が把握している情報を持ち寄り対策案を協議します。また、合同点検が必要な箇所を抽出します。
- ・推進会議構成機関と学校とで合同点検を実施します。

(3) 対策の検討

合同点検の結果により対策が必要な箇所について、路側帯のカラー舗装や歩道整備などのハード対策、交通規制や交通安全教育などのソフト対策等、危険内容に応じた具体的な対策を検討し、対策案を策定します。

(4) 対策の実施

対策の実施にあたっては、対策が円滑に進むよう、推進会議内で連携を図ります。

(5) 対策効果の把握

合同点検結果に基づく対策実施後の箇所について、実際に期待した効果が得られたのか、また児童生徒等が安全になったと感じているのか等を確認するため、学校へアンケートを実施する等、対策実施後の効果を把握するための手法を検討し、対策効果を把握します。

(6) 対策の改善・充実

対策実施後も、合同点検や効果把握の結果を踏まえて、対策内容の改善・充実を図ります。

○ 前年度以前分の危険箇所について

前年度以前に集約している危険箇所では、対策内容が決定している箇所については、その後の進捗状況を確認していきます。また、対策内容が未定の箇所については継続して協議・検討します。

(7) 年間スケジュール

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月～
・小中学校による 通学路安全点検		・危険箇所集約、 情報共有 ・対策効果の把握		・合同点検箇所抽出 ・合同点検実施 ・対策協議、対策案策定		・対策の実施	

3. 箇所図、箇所一覧表の公表

点検結果や対策内容については、小学校区ごとの「対策一覧表」及び「対策箇所図」を作成し、公表します。